

# はじめに

## 1 計画作成の背景と目的

### (1) 文化財をめぐる社会状況の変化と法改正

文化財は、歴史の流れの中で、自然環境や社会、生活を反映して生まれ継承されてきた市民共有の財産です。地域の歴史や文化等を正しく理解するために、必要不可欠なものであり、魅力ある地域づくりの基礎となり、コミュニティの活性化に寄与しています。

しかし、近年の社会構造の変容や価値観の多様化により、文化財を取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化や就業構造の変化に伴い、生活の中に息づいてきた文化財を次世代に継承することが難しくなっています。

また、世界的な気候変動に伴い、大規模な自然災害が頻発するようになり、文化財の防災対策や被災した場合の対処についても方策を講じておく必要が高まっています。

令和2(2020)年頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの生活様式を大きく変え、特に民俗芸能や地域の祭り等に関連する活動を縮小せざるを得ない等、文化財の継承にも大きな影響を残しました。令和5(2023)年5月に感染症法上の位置付けが変更され様々な活動が再開するとともに、コロナ禍をきっかけに文化財や文化芸術に関わる活動の社会的意義や重要性も見直されました。一方で、一度縮小した活動の回復には課題も伴っています。

このような状況に対応しながら、文化財を次世代に伝えるためには、所有者や行政だけでなく、地域全体で文化財の将来を支える仕組みづくりが必要です。

近年は、未指定を含めた文化財を総合的に把握し、計画的に保存・活用した上で、まちづくりに生かすことが期待されています。これらの施策を着実に実行するため、平成30(2018)年の文化財保護法の改正により、市町村において文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」の作成と文化庁長官による認定が制度化され、文化財に関わる計画行政が法的な位置付けを持つことになりました。

### (2) 本市におけるこれまでの主な文化財保護の取組

#### 昭和34(1959)年8月 川崎市文化財保護条例制定

当時、著しい発展の最中にあった本市では、生活様式の変化とともに以前の景観や文化財等が急激に失われつつあったこと、市域で発見された考古資料が東京国立博物館や大学の所蔵となる等、市民にとって文化財が身近な存在となっていないことが課題となっていました。このことを考慮し、市民や学識者からの要望を受け全国的にも早い昭和34(1959)年8月に川崎市文化財保護条例を制定し、市として文化財保護の活動が法的に位置付けられることになりました。

この条例に基づき、文化財の専門家で構成される川崎市文化財審議会を教育委員会の附属機関として設置し、専門家の指導及び助言を得ながら市内の文化財の指定・調査・保存・活用を進めてきました。昭和36(1961)年9月に初めて市重要歴史記念物として絹本着色秀月禅尼画像（長念寺所蔵）を指定して以来、市の歴史文化にとって重要なものを文化財に指定してきました。

高度経済成長期には、市内の急激な都市化に伴い、失われつつあった民俗文化財や埋蔵文化財の調査を行い、記録保存に努めました。

## 昭和 42 (1967) 年 7 月 川崎市立日本民家園開園

現在の麻生区金程に所在した旧伊藤家住宅の保存運動から、当時急速に姿を消しつつあった江戸時代の民家を後世に保存するため、東日本の代表的な古民家を移築し、展示する博物館として開園しました。当初に移築された古民家は 3 件でしたが、現在までに、25 件の文化財建造物が移築されています。

## 昭和 63 (1988) 年 4 月 川崎市市民ミュージアム開館

昭和 55 (1980) 年、市立博物館と現代映像文化センターの設立を目指して、それぞれの構想委員会が発足、昭和 58 (1983) 年に両計画を一体化し、昭和 63 (1988) 年に開館しました。開館以後、市域を中心とした地域の考古・歴史・民俗関係資料のほか、本市ゆかりの作家による作品、都市文化の形成に大きな役割を果たしてきた大衆文化を対象とした資料等の収集保管、調査研究を継続的に実施しています。令和元 (2019) 年に東日本台風による内水氾濫で被災し、現在は仮設施設にて被災収蔵品の修復等を継続しています。

## 平成 20 (2008) 年 3 月 「川崎市文化芸術振興計画」策定

「川崎市文化芸術振興計画」では、まちづくりに向けた文化環境の整備を行うこととし、「施策分野 3. 文化と教育・青少年」において文化財の保護を推進するとしました。

平成 31 (2019) 年に改訂された「第 2 期川崎市文化芸術振興計画 (改定版)」から引き続き、令和 6 (2024) 年 3 月策定の「第 3 期川崎市文化芸術振興計画」においても、文化財の保存・活用を基本目標 1「文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり」の施策 2「地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進」に位置付けています。

## 平成 26 (2014) 年 3 月 「川崎市文化財保護活用計画」策定

平成 19 (2007) 年 10 月、地域の文化財をその周辺環境も含め社会全体で総合的に保存・活用していくために地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定することが望ましいとする文化審議会文化財分科会企画調査会の提言がなされました。また、平成 24 (2012) 年 10 月に川崎市文化財審議会から「川崎市の今後の文化財の保護活用に向けた提言」がなされ、これを受け、本市でも「川崎市文化財保護活用計画策定に向けた基本的な考え方」を平成 25 (2013) 年 1 月に取りまとめました。

その後、川崎市文化財保護活用計画検討委員会を設置して検討を重ね、平成 26 (2014) 年 3 月「川崎市文化財保護活用計画」を策定しました。

## 平成 27 (2015) 年 3 月 たちばなかんがいせきぐん 橘樹官衙遺跡群が市内初の国史跡に指定

近年の調査研究の成果として高津区千年の千年伊勢山台遺跡 [たちばなぐうけあと 橘樹郡家跡] と宮前区野川本町の影向寺遺跡が橘樹官衙遺跡群として国史跡に指定されています。

平成 29 (2017) 年度には、将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えていくため、史跡の適切な保存管理等についての基本方針及び基準を定めた「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」を策定しました。

また、平成 30 (2018) 年度には「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」を策定し、これらの計画に沿って史跡の整備を進めています。

## 平成 29 (2017) 年 12 月 川崎市地域文化財顕彰制度創設

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、未指定の文化財の保存・活用を図るための独自の制度として「川崎市地域文化財顕彰制度」を創設しました。

平成 30 (2018) 年度以降、地域の文化財の保存・活用を担う団体からの推薦を得て地域の文化財の掘り起こしを進めています。

### (3) 計画作成の趣旨

平成 26 (2014) 年 3 月に策定した「川崎市文化財保護活用計画」が令和 6 (2024) 年 3 月で計画期間を満了します。

川崎市は平成 29 (2017) 年には人口が 150 万人を突破し、新しい市民が増える中で、転入者の年代別割合は 20 代～30 代が全体の 7 割を占めています。また、令和 6 (2024) 年 7 月には、本市は市制 100 周年を迎えます。これを機に、川崎市の歴史文化を広く理解してもらえるような取組がより求められています。

このため、市域の歴史文化や文化財の特徴を整理し、新たにテーマやストーリーで分かりやすく示すこと等により、市民の歴史や文化財に関する興味関心を高め、行政だけでなく市民・市民団体や企業の活動とも連携しながら、地域全体でより充実した文化財の保存・活用を図るため、文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項の規定に基づいて、「川崎市文化財保存活用地域計画」(以下「本計画」と言います。)を作成します。

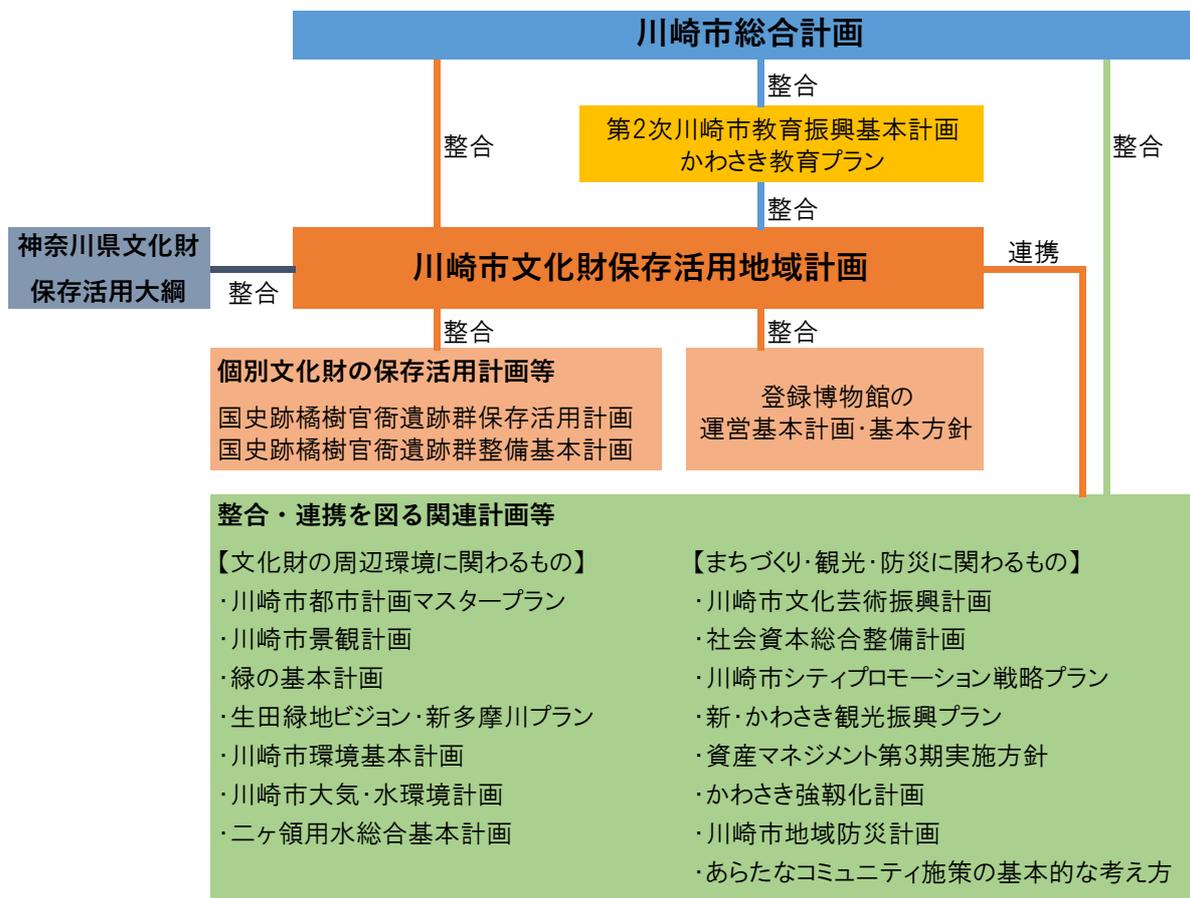
作成に当たっては、「川崎市文化財保護活用計画」に基づくこれまでの取組の成果や課題を明確にし、今後解決すべき課題に対し、方針や具体的な取組を定めます。

市の最上位計画である「川崎市総合計画」に掲げる都市の将来像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、地域の文化財の保存・活用の基本的な方針を定めるとともに、この方針に基づく取組により、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めることを目的とします。

## 2 本計画の位置付け

本計画は、「川崎市総合計画」や「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」と、「神奈川県文化財保存活用大綱」と整合を図るとともに、市内の関係部局の文化財に関わる計画との連携を図っていきます。

また、「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」や「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」、登録博物館の運営基本計画や基本方針等の個別の文化財事業との整合を図ります。



※本市総合計画のほか関連計画等の改定の際には、必要に応じて計画の見直しを行います。

図1 本計画の位置づけ

## 3 計画期間

文化財の保存・活用は、文化財の次世代への継承という目的を達成するため、文化財の現状把握調査や保存修理等中長期的かつ、継続的な取組が必要なことから、計画期間を令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。

なお、本市総合計画のほか関連計画等の改定の際には、計画内容の点検を行い、必要に応じて本計画の見直しを行います。

## 4 本計画で用いる用語

### (1) 文化財

本計画で扱う「文化財」は、文化財保護法第2条で規定する文化財（6類型：有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）及び、文化財保護法第92条の埋蔵文化財、第147条の文化財の保存技術を指します。また、市域に残る文化財として位置づけられていない地域の産業の姿を伝える資料を「その他（産業遺産）」として扱います。

この文化財には、文化財保護法や県及び市の文化財保護条例に基づき、保護されている「指定等文化財」、川崎市地域文化財顕彰制度により決定している「川崎市地域文化財」、そのほか指定等がなされていない「未指定文化財」が含まれます。

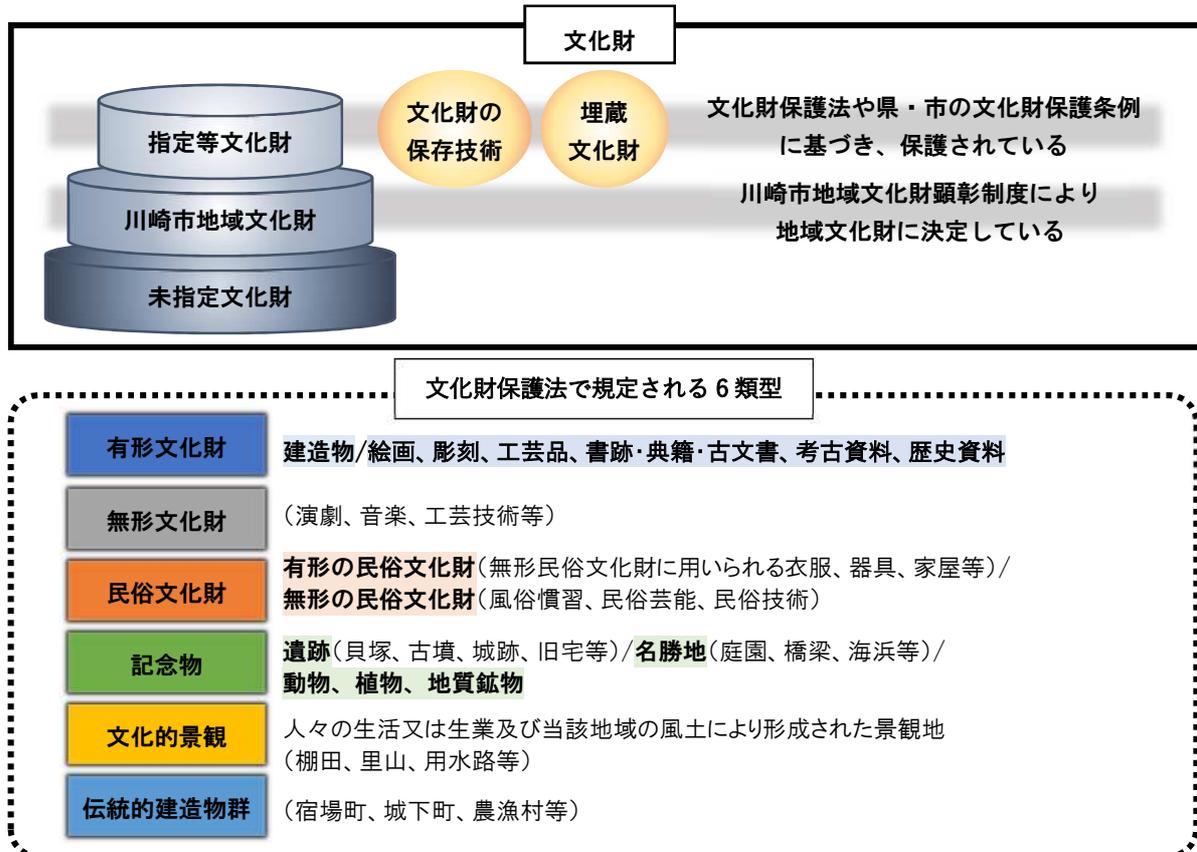


図2 文化財の種類

なお、川崎市文化財保護条例による文化財指定の区分及び川崎市地域文化財顕彰制度における文化財の種類と、文化財保護法及び神奈川県文化財保護条例による指定区分名称の相関は、図3に示すとおりです。

### (2) 歴史文化

国は、歴史文化を「地域に固有の風土の下、先人によって生み生まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念」と定義し、歴史文化の特徴は地域らしさや地域の特徴をあらわすとしています。本計画においては、「歴史文化」を文化財とそれらが存在する環境を総体的に把握したものと捉えます。

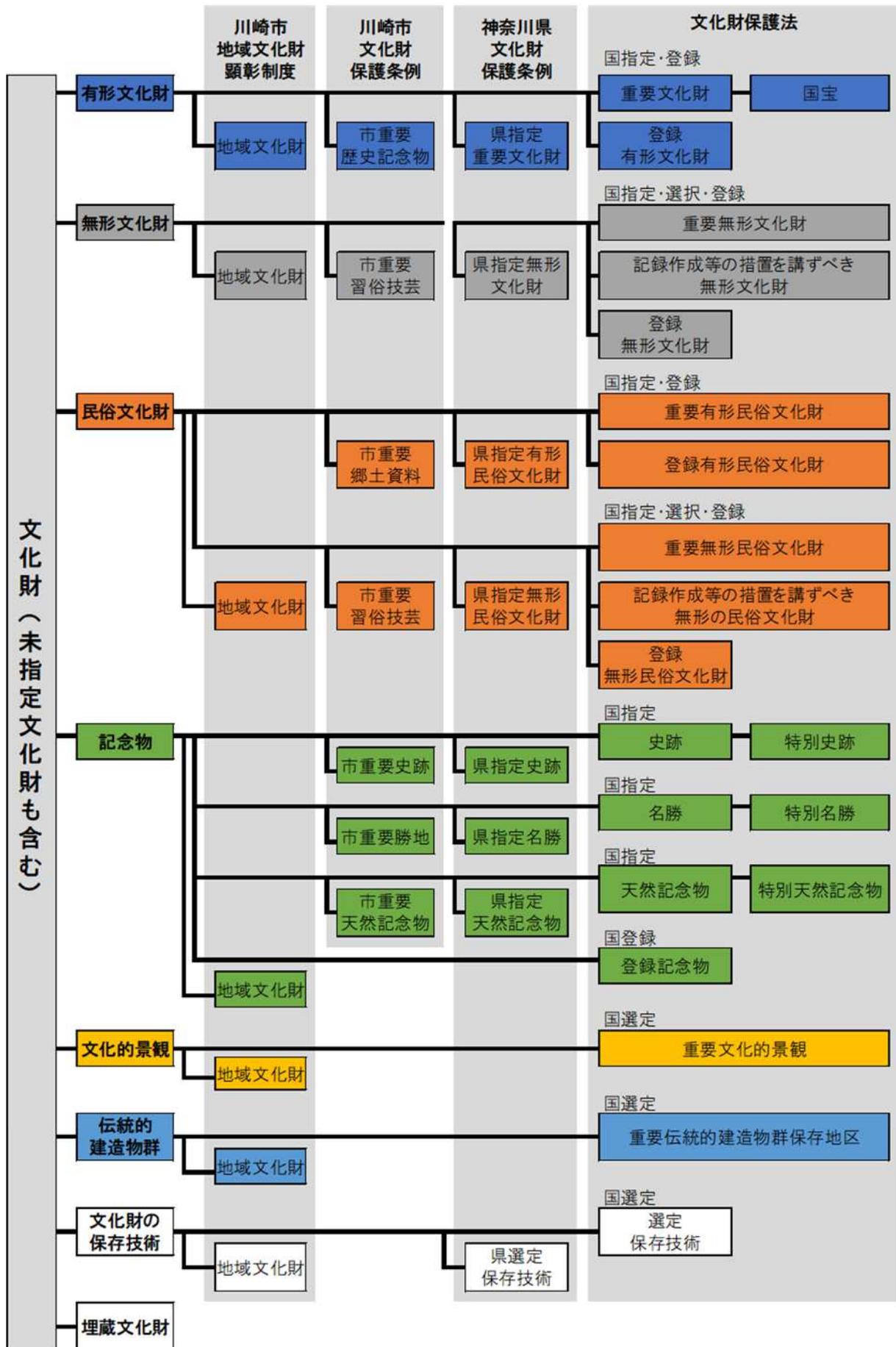


図3 本計画で扱う文化財の指定区分名称の相関

### (3) 文化財の調査

本市で取り組む文化財の調査には、次のような調査があります。

① 所在把握調査（悉皆調査）	どこにどのような文化財が所在しているかを把握するための調査
② 個別調査	文化財の価値を把握するための詳細な調査
③ 現状把握調査	所在等を把握している文化財の保存状況等現状を把握する調査
④ 発掘調査	埋蔵文化財については学術調査のほか、開発行為等により遺跡を現状のまま保存できない場合、記録保存のための調査を実施します。発掘調査は、現地の遺構の調査だけでなく、出土遺物の整理、調査報告書の刊行までが一連の調査です。

### (4) 文化財の保存と活用

文化財保護法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と定めており、保存と活用は文化財保護の重要な柱です。文化財の活用は、その価値を多くの人々が共有し、確実に次世代へ継承していく一助となるとともに、保存の意義についての理解にもつながります。文化財の保存に悪影響を及ぼすような活用はあってはなりません。このため文化財の保存と活用の好循環を生み出していくことが不可欠です。

文化財の種類・性質により保存・活用のあり方は異なりますが、概ね次のとおりです。

① 文化財の保存	主に、文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること 具体的には次のような方法が考えられます。 ・適切な保管環境下で管理し、良好な保存状態を維持すること ・定期的な現状把握調査で状況を把握すること ・適切な保存修理を行うこと ・文化財そのものの保存が困難な場合に調査を行い記録保存すること
② 文化財の活用	主に、文化財としての価値を市民と共有し、文化財に親しめるようにすること 具体的には次のような方法が考えられます。 ・様々な方法で情報発信を行い文化財の価値を広く周知すること ・文化財の整備を行い、その価値を伝えること ・文化財を展示し、その価値を伝えること ・文化財の価値を踏まえて、新たな用途で使うこと ・文化財の価値を地域で活動する様々な主体が共有し、連携して積極的に利用すること